

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を十年延長し、平成三十五年三月三十一日までとすること。
(第三条関係)

第二 この法律は、公布の日から施行するものとする。
(附則第一項関係)

第三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(附則第二項関係)

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本方針）</p> <p>第三条 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第三条 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十四年度」を「平成三十四年度」に改める。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を更に十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。